

受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得に応じ、下表のとおりその年度の手当の支給区分（全部支給、一部支給、全部支給停止）が決まります。

支給区分 扶養親族等の数	受給資格者（本人）			扶養義務者、配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	690,000円 未満	690,000円～ 2,080,000円 未満	2,080,000円 以上	2,360,000円 以上
1人	1,070,000円 未満	1,070,000円～ 2,460,000円 未満	2,460,000円 以上	2,740,000円 以上
2人	1,450,000円 未満	1,450,000円～ 2,840,000円 未満	2,840,000円 以上	3,120,000円 以上
3人	1,830,000円 未満	1,830,000円～ 3,220,000円 未満	3,220,000円 以上	3,500,000円 以上
4人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算

※ 受給資格者本人に老人扶養親族がある場合は100,000円、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は150,000円が上記限度額に加算されます。

※ 受給資格者が母又は父の場合は、児童の父又は母から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。